

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合は、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

このような場合において、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における町の初動体制について、以下のとおり定める。

第1 町の初動体制の確保

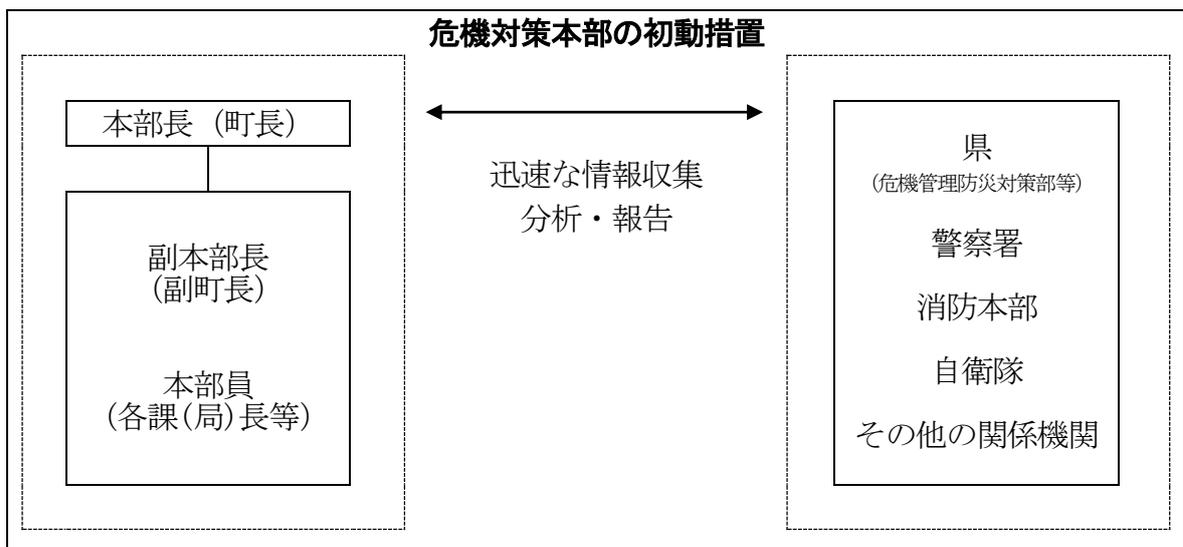
1 情報収集体制

町は、県内や周辺の海域において、危機事象や武力攻撃災害の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたものの本町に対して、対策本部設置の指定がない場合で、副町長が必要と認めたときは、速やかに情報収集体制を整え、情報収集に努めるとともに、県及び関係機関等との連絡体制を確保する。

2 危機対策本部体制

(1) 町危機対策本部の設置

町は、町・県区域等及び周辺の海域において、多数の人を殺傷する行為や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある危機事象の発生を把握した場合においては、県に準じて「危機対策本部」等を設置するものとする。



(2) 県等への報告等

町は、把握した危機事象及び「危機対策本部」等の設置について、その旨を県（危機管理防災局）及び連協長に報告するとともに、町議会に連絡する。

また、関係機関等に対して迅速に情報提供を行う。

(3) 町危機対策本部における初動措置

町は、町危機対策本部において、各種の連絡調整にあたりるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく、火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは、救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するなど、必要な措置を行うとともに、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう緊密な連携を図る。

(4) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

3 町国民保護対策本部への移行

町が「危機対策本部」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、町国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに町国民保護対策本部を設置し、「危機対策本部」等は廃止するものとする。

この場合において、町国民保護対策本部の設置前に災対法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

区分	事案覚地等	事態認定	本部設置指定
体制	町危機対策本部体制		町国民保護対策本部体制
	災害対策基本法に基づき 災害対策本部の設置が可能		
対処措置	消防法等に基づく措置	国民保護法等に基づく措置 ← 国民保護法等 → ← 国民保護措置 →	
	避難の指示、警戒区域の設定 物件の除去、救急業務	避難の指示、警戒区域の設定 ※本部設置前は、本部設置指定要請	警報伝達、避難実施要領の作成、避難住民の誘導 など

第2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、本町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ又は町危機対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に、迅速に対応できるよう必要に応じて、全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、対策本部を設置する場合の手順や対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

第1 町対策本部の設置

1 設置及び廃止基準（法27①、30関係）

町長は、次の場合に町対策本部を直ちに設置又は遅滞なく廃止する。

(1) 設置

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して、知事を通じて、対策本部を設置すべき町の指定の通知を受けた場合に設置する。

この際、本町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対して、知事を経由して、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。（法26②関係）

(2) 廃止

内閣総理大臣から、知事を通じて、町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けた場合に廃止する。

2 場所

町対策本部は、原則として災害対策本部室（栗野庁舎会議室）に設置する。

この際、栗野庁舎が被災し、庁舎内に設置できない場合は、吉松庁舎に設置する。

また、町の区域を越える避難が必要で、区域内に本部を設置することができない場合には、県を通じて、避難先自治体と本部の設置場所について協議を行う。

3 町対策本部の組織（法28関係）

(1) 町対策本部の構成

ア 町対策本部は、町対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員で構成する。本部長は、町長を副本部長には、副町長をもって充てる。本部員には、教育長、各課（局）長をもって充てる。

なお、町長に事故や不測の事態があった場合には、副町長、総務課長、地域総務課長のあらかじめ指定された代替職員の順で、町長に替わる意思決定を行う。

イ 町対策本部に対策部を置き、各対策部のもとに各課ごとの職員で構成される班を置き、その所掌事務は災害対策本部の事務分掌（湧水町地域防災計画（一般災害対策編（別紙第2）））に準じて行うほか、県の計画による。

また、町対策本部に本部班を置き、その所掌事務は本部長等の命令及び指示の伝達・連絡、本部会議と各対策部の連絡及び対策部相互の連絡・調整、各対策部の関係被害報告の収集等を行う。

ウ 対策本部の組織、編成・任務等の細部は、別表による。

(2) 町対策本部会議

ア 対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、町対策本部会議を招集する。

イ 町対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

ウ 町本部会議は、次の事項について協議・報告する。

- (ア) 国、県の指示に関する事項
- (イ) 町対策本部の国民保護措置の実施に関する事項
- (ウ) 国、県、近隣市町、その他防災機関との連絡調整に関する事項
- (エ) 町の被災状況及び国民保護措置の実施状況に関する事項
- (オ) 指定公共機関等との連携推進に関する事項
- (カ) 国、県、近隣市町及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- (キ) その他、国民保護措置に関する重要な事項

4 本部長の権限 (法29関係)

本部長は、町の区域内の国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整
- ② 県の対策本部長に対する総合調整の要請
- ③ 指定地方行政機関、指定公共機関に対する職員の派遣の求め
- ④ 防衛大臣に対する職員の本部会議への出席の求め
- ⑤ 県の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め
- ⑥ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
- ⑦ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

5 町現地対策本部 (法28⑧関係)

(1) 町現地対策本部の設置

町長は、避難住民の数が多き地区等において、町対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、町対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、町現地対策本部を設置する。

(2) 町現地対策本部の構成

町現地対策本部に、町現地対策本部長、現地対策本部員及び現地対策要員を置き副本部長、本部員及びその他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 町現地対策本部の所掌事務

町対策本部の現地機関としての事務であって、次に掲げるとおりとする。

- ア 町対策本部との連絡調整に関する事項
- イ 避難に関する事項
- ウ 救援に関する事項
- エ 道路等必要な応急復旧対策の実施に関する事項
- オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集に関する事項
- カ ボランティアとの連携に関する事項
- キ その他、現地本部の役割を果たすために必要な事務に関する事項

6 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、町民に適時・適切な情報提供や行政相談を行うため、次のとおり町対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか、既存の様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

7 町対策本部開設の通知等

町は、町対策本部及び町現地対策本部を設置したときは、町議会に設置した旨を連絡する。

また、町対策本部及び町現地対策本部が開設されたときには、直ちにその旨を次に掲げる機関に対して、防災行政無線、電話、FAX等を使用して通知する。

【通知先】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 伊佐湧水消防組合消防本部② 消防団③ 伊佐湧水警察署④ 陸上自衛隊国分駐屯地（第12普通科連隊）⑤ 陸上自衛隊えびの駐屯地（第24普通科連隊）⑥ 県（危機管理課、始良・伊佐地域振興局）⑦ その他の公共的団体 |
|---|

8 現地調整所

(1) 現地調整所の設置

ア 知事又は町長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、県警察、第十管区海上保安本部、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認められるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

イ 現地調整所は、災害（武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、町又は県のうち、最も適切に対処し得る団体により設置されるものとする。但し、町が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等には、知事が設置するものとする。

ウ 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。県又は町は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。

また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように現地調整所の表示を掲げるものとする。

(2) 現地調整所の活動

ア 現地調整所の運営

現地調整所の運営は、原則として現地調整所を設置した県又は町の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行うものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために随時参集して協議を行うものとする。

イ 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう活動内容の確認及び調整を行うものとする。

現地調整所における主な確認・調整事項は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 避難住民の誘導

(イ) 消防活動

(ウ) 被災者の救援（医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

(エ) 汚染原因物質の除去又は除染

(オ) 警戒区域の設定、交通の規制

(カ) 応急の復旧

(キ) 広 報

ウ 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時・適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。

各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を所属する機関の職員に速やかに伝達するとともにその保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する主な情報は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 現地関係機関の活動に関する情報

① 現地関係機関の部隊等の編成状況（人員数等）

② 現地関係機関の活動状況（作業の進捗状況等）

(イ) 災害に関する情報

- ① 攻撃による災害の状況（火災の状況等）
- ② 交通に関する情報（道路、線路、橋などの破損状況、交通規制の状況等）
- ③ 二次被害の状況（危険性に係る情報を含む。）
- ④ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射線物質の量

(ウ) 住民に関する情報

- ① 被災者の数、負傷者の状況
- ② 住民の避難状況、避難施設の状況
- ③ 住民の安否に関する情報

(エ) 活動の安全を確保するために必要な情報

現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

(3) 各対策本部と現地調整所との連携

県又は町の対策本部（現地対策本部が設置されている場合には、当該現地対策本部を含む。以下同じ。）は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を県又は町の対策本部に対して報告するものとする。

この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2 通信の確保

1 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線、インターネットの利用又は臨時回線の設定等により、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

※ 主な通信機器

- ・ 消防防災無線（消防庁と県相互を結ぶ通信網）
- ・ 防災行政無線（県と市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・ 地域衛星通信ネットワーク（通信衛星を利用して、消防庁、県、市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・ 庁内LAN（県庁、庁舎等を結ぶメールによるネットワーク）
- ・ インターネット
- ・ 電話、FAX など

2 情報通信手段の機能確認

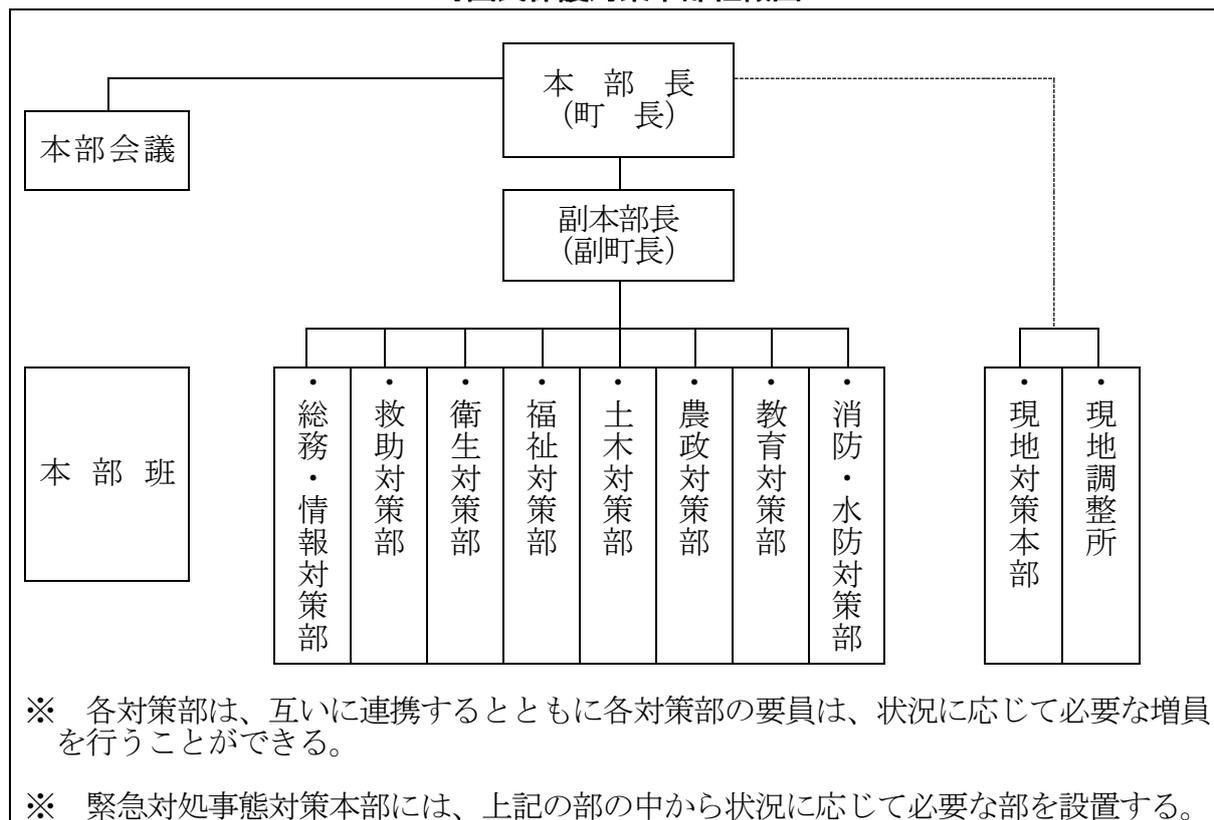
町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行う。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずる。

町国民保護対策本部組織図



各対策部の編成・任務等

区 分	部長（副部長）	編 成
総務・情報対策部	総務課長 (企画財政課長)	・ 総務班 ・ 広報・情報班 ・ 財政班
救 助 対 策 部	住民税務課長 (商工観光PR課長)	・ 救助班 ・ 救護班 ・ 食料班
衛 生 対 策 部	健康増進課長 (水道課長)	・ 衛生班 ・ 医療班 ・ 給水班
福 祉 対 策 部	長寿福祉課長 (会計課長)	・ 住民班 ・ 福祉班
土 木 対 策 部	建設課長 (まちづくり推進課長)	・ 土木班 ・ 耕地班 ・ 建設班
農 政 対 策 班	産業振興課長 (農業委員会事務局長)	・ 農政班 ・ 林務班
教 育 対 策 部	教育総務課長 (生涯学習課長)	・ 教育関係班 ・ 社会教育班
消 防 ・ 水 防 対 策 部	消防団長	・ 消防水防班

※ 各対策部の所掌事務は、災害対策本部の事務分掌（湧水町地域防災計画（一般災害対策編（別紙第2）））に準じて行うほか、県の計画による。

本 部 班	総務課長（兼務） (地域総務課長、議会事務局長)	・ 本部班長 ・ 連絡員（各課(局)長の指名する者)
-------	-----------------------------	-------------------------------

※ 本部班の所掌業務は、本部長等の命令及び指示の伝達・連絡、本部会議と各対策部の連絡及び対策部相互の連絡・調整、各対策部の関係被害報告の収集等を行う。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、関係市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 国・県の対策本部との連携 (法3④関係)

1 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び県を通じて国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

3 国の武力攻撃事態等合同対策協議会等との連携

町は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会又は緊急対処事態合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を開催するときは、対策本部長又はその指名された対策本部員が、合同対策協議会に出席する。

この際、国民保護措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）に関する情報を交換し、国、県、町等が実施する国民保護措置等について、相互に協力するものとする。

第2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請 (法11④関係)

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関して必要な要請を行う。

この場合において、町は、知事等を通じて、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

第3 自衛隊の部隊等の派遣要請等 (法15、令3関係)

1 本部会議への出席要請 (法28⑥、⑦関係)

町対策本部長は、連絡調整等を行う必要があると認める場合には、防衛大臣に対して、指定する職員を町対策本部会議に出席させるよう要請する。

2 国民保護等派遣の要請 (法15、20関係)

(1) 県の行う派遣要請

知事は、主に①から④に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(国民保護等派遣)

- | |
|----------------|
| ① 避難住民の誘導 |
| ② 避難住民等の救援 |
| ③ 武力攻撃災害への対処 |
| ④ 武力攻撃災害の応急の復旧 |

要請を行う場合は、次の事項を明らかにするとともに文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話、その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 町を行う派遣要請

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。(国民保護等派遣)

また、通信の途絶等により知事等に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は町の国民保護協議会委員である隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。

(3) 派遣された部隊との連携

町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により、出動した部隊と町対策本部の連絡員等を通じて、緊密な意思疎通を図る。

第4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 (法17～19関係)

1 他の市町村長等への応援の要求 (法17関係)

町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求 (法18関係)

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。

この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにして行う。

3 事務の一部の委託 (法19、令4関係)

町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ② 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

事務の委託を行った場合は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、その内容を速やかに町議会に報告する。

第5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (法21③関係)

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、当該機関の業務に係る国民保護措置の実施に関して必要な要請を行う。

この場合において、町は、知事等を通じて、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

第6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法151～153関係)

1 職員の派遣要請

町長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して、次の機関の長等に対して、職員の派遣の要請を行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請することができる。

- ① 指定行政機関
- ② 指定地方行政機関
- ③ 特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人)

また、必要があるときには、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。この際、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対して、職員の派遣について、あつせんを求める。

2 職員の派遣の要請手続き

町長は、下記に掲げる事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

第7 町の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等 (法17、19関係)

町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を町議会に報告する。

また、町は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (法21②関係)

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第8 ボランティア団体等に対する支援等 (法4③関係)

1 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合には、県及び町社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ等

町は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を町対策本部及び県、国の対策本部を通じて、国民に公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

第9 住民への協力要請 (法4関係)

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請にあたり強制しないよう配慮する。

- ① 避難住民の誘導 (法70関係)
- ② 避難住民等の救援 (法80関係)
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (法115関係)
- ④ 保健衛生の確保 (法123関係)

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 警報の伝達等 (法47関係)

1 警報の内容の伝達

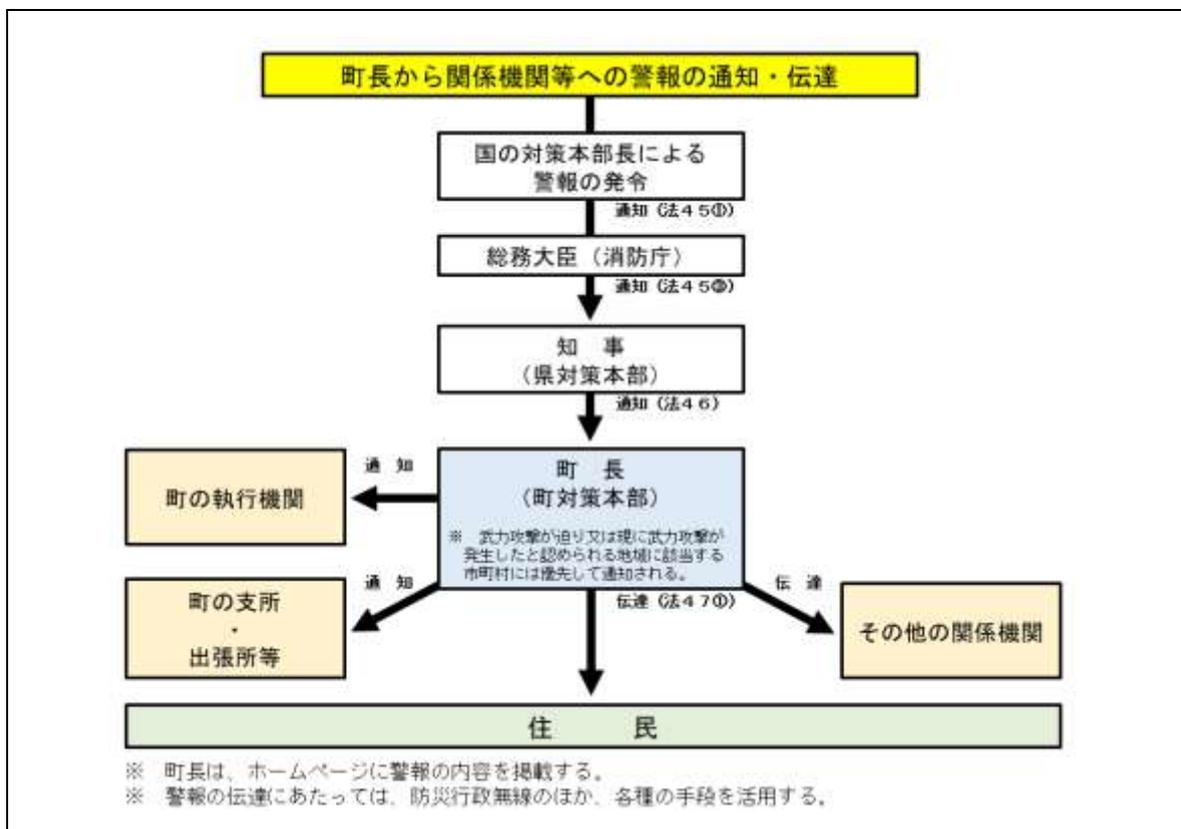
町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡し、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

2 警報の内容の通知

町は、町の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対して警報の内容を通知する。

この際、警報が発令された旨の報道発表について速やかに行う。

※ 町長から関係機関等への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば下記のとおり。



第2 警報の伝達方法の基準

現在、町が保有する伝達手段（サイレン、防災行政無線、自治会・自主防災組織・消防団等を通じての伝達、広報車、ホームページ及びFAX等）に基づき、原則として、以下の要領により行うものとする。

1 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において、警報が発令された事実等を周知するものとする。

2 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

なお、町長が、特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民への周知を図る。

また、広報車、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線以外の伝達方法も活用する。

3 警報の解除の伝達

武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は、警報の発令の場合と同様とする。）

※ 国が定めた警報のサイレン

平成17年7月6日付け閣副安危第281号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官名で発出された「国民保護に係る警報のサイレンについて（危機管理監決裁）の決定」通知で、決定されたサイレン

4 留意事項

町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制を整備する。

この場合において、消防本部・消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うこととされている。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かして、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、県警察の保有する手段を活用した警報の内容の伝達が、的確かつ迅速に行われるよう県警察と緊密な連携を図る。

警報の内容の伝達は、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係課との連携の下で、避難支援プランを活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

第3 緊急通報の伝達及び通知等

1 県による武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令

(1) 知事は、次の場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

ア 武力攻撃災害が発生した場合

(例：武力攻撃に伴って火災が発生している場合)

イ 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

(例：ダムや堤防の決壊等の危険が急迫している場合など)

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

(2) この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防本部等からの情報の正確性や事態の緊急性について、十分に勘案した上で発令するとともに住民の混乱を未然に防止するよう努める。

2 町による緊急通報の伝達

(1) 住民への伝達

町長は、知事から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して、伝達を行う。その手段は、第2「警報の伝達方法の基準」に準じる。

(2) 多数の者が利用する施設等の管理者への連絡

県及び町は、第1「警報の伝達等」に準じて、多数の者が利用する施設等の管理者に対して、緊急通報を伝達することとする。

3 放送事業者による緊急通報の放送（法101関係）

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

なお、放送事業者である指定公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとされている。

第2節 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

第1 県からの避難措置の指示の通知

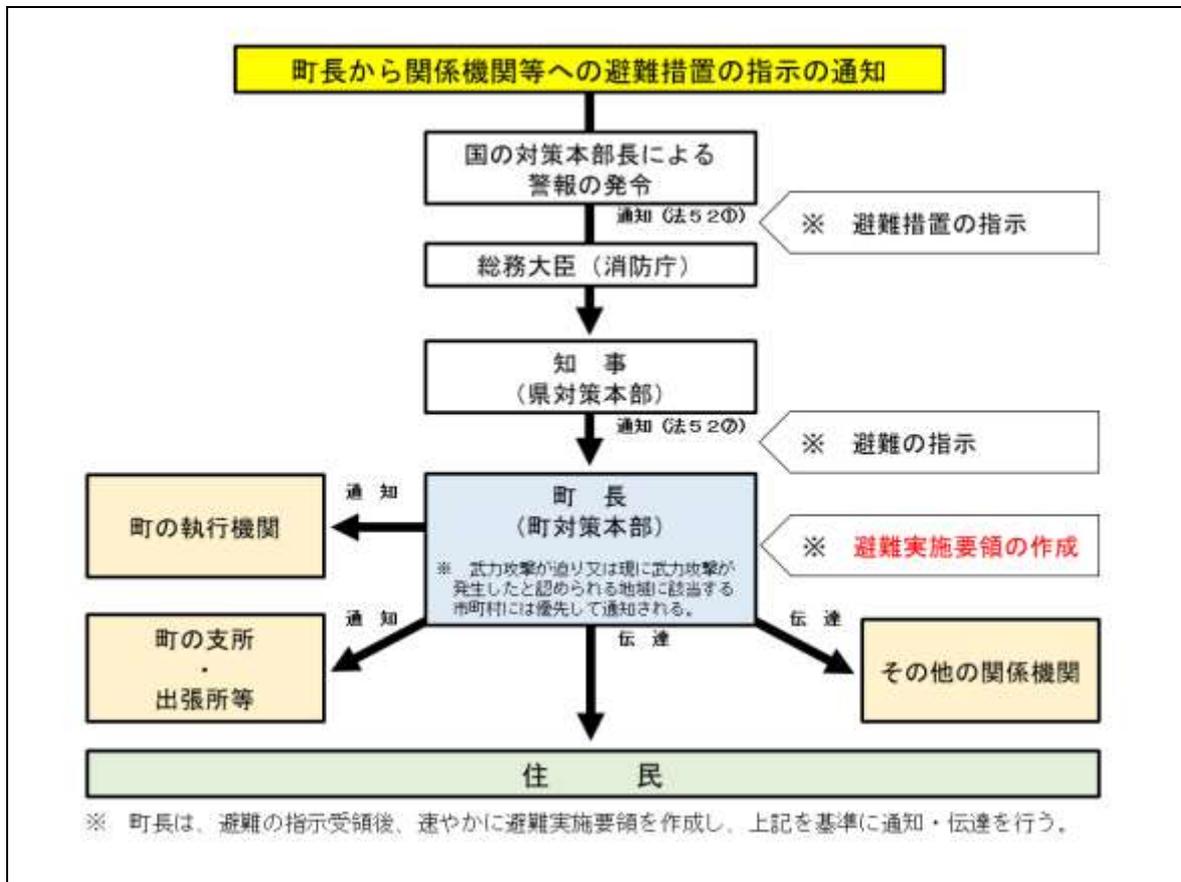
町長は、県を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡する。

また、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

第2 避難の指示の通知・伝達 (法54④関係)

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 町長から関係機関等への避難の指示の仕組みを図示すれば下記のとおり。



第3 避難実施要領の策定 (法61関係)

県の計画に基づき、町国民保護計画の基準として、避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について、以下のとおり定める。

1 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に次の事項を定めた避難実施要領を策定するものとする。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
(例：集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段、避難経路等)
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
(例：職員の配置、職員間の連絡手段、関係職員との調整方法等)
- ③ 避難の実施に関し必要な事項
(例：避難施設の名称・所在・連絡先などの避難先地域の情報、携行品・服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等)

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合にあたっての留意事項
集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 町職員、消防職団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 要配慮者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 観光客等への対応
観光客等の避難誘導を円滑に実施するために、観光関係の団体や宿泊施設等に協力を要請するなど、観光客等への対応方法を記載する。
- ⑩ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑪ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、そのための支援内容を記載する。
- ⑫ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

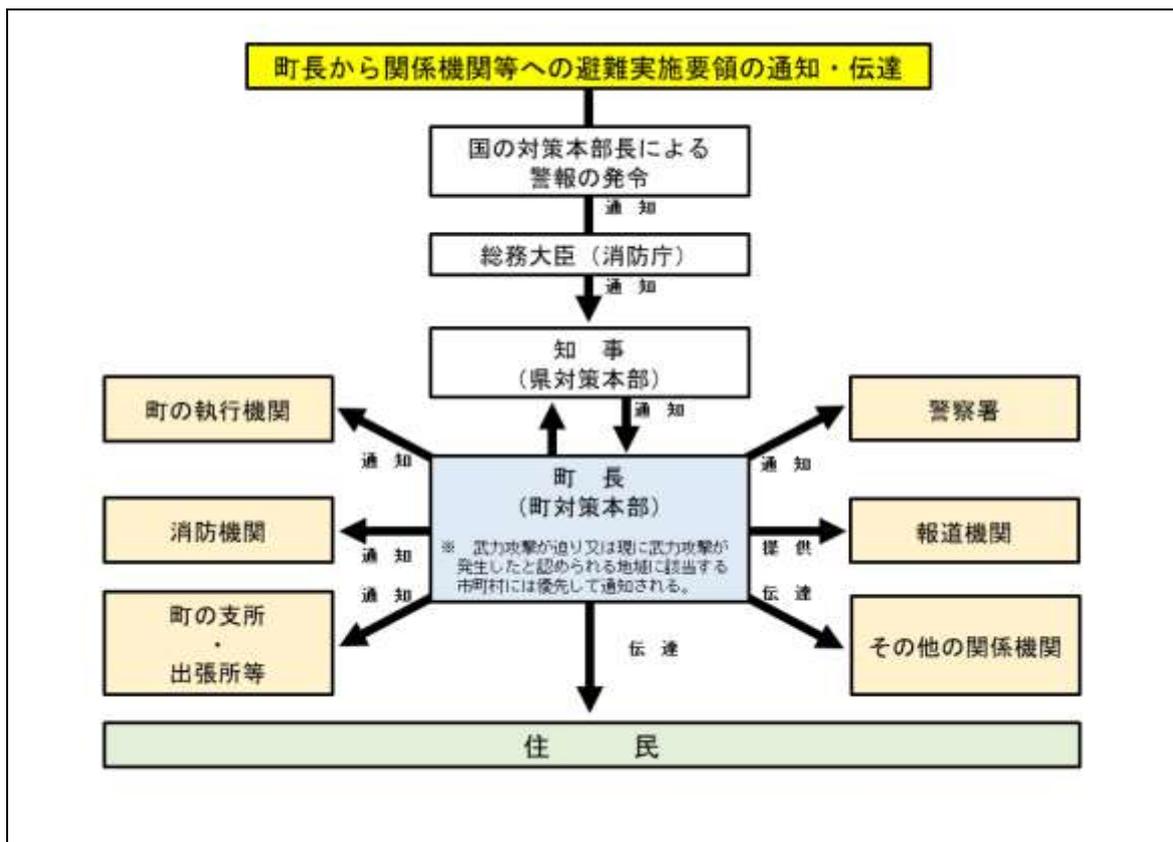
3 避難実施要領の通知及び伝達 (法61③関係)

町長は、避難実施要領を定めたときは、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町の他の執行機関、県、町の区域を管轄する消防長、警察署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



4 町であらかじめ作成する避難実施要領のパターン

(1) 作成の目的

町内において武力攻撃事態や緊急対処事態等の国民保護事案が発生した場合、町は、迅速かつ的確に住民を避難させるため、国民保護法第61条により、避難経路、避難手段及び町の体制等、避難に必要な事項を定めた避難実施要領を作成することとされている。

万一、国民保護事案が発生した場合は、可能な限り速やかに避難実施要領を作成する必要があることから、速やかな作成に資するよう、湧水町避難実施要領共通モデルを定め、様々な事案を想定した避難実施要領のパターンを作成するものである。

(2) 主な整理内容

- ア 避難実施要領共通モデル
- イ 弾道ミサイル攻撃
- ウ 航空攻撃
- エ 大規模イベント会場等への攻撃
- オ ゲリラ・特殊部隊の攻撃
- カ 着上陸侵攻
- キ 共通的留意事項

細部は、別冊1「湧水町避難実施要領モデル」参照

第4 避難住民の誘導

(法62関係)

1 町長による避難住民の誘導 (法62関係)

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮するとともに、消防長と連携し、原則、自治会、学校、事業所等の単位で避難住民を誘導する。

この際、必要があると認めるときには、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の長に対し、警察官等による避難住民の誘導を要請するものとする。

また、避難住民の誘導にあたっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況、その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮するものとする。

なお、避難誘導を行う者は、避難に伴う混雑等から生じる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者② 避難の流れに逆行する者 |
|---|

避難住民の誘導時は、避難経路の要所に職員等を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、車両や案内板を活用して、誘導の円滑化を図る。

また、夜間の誘導時は、避難経路に沿って夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

この際、誘導にあたる職員等は、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度で活動するとともに、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行する。

2 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うこととされている。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

3 避難誘導を行う関係機関との連携 (法63、64関係)

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて、現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供、その他の便宜を図る。

また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

この際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

6 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、支援班を設置し、町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

7 残留者等への対応 (法66関係)

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき、丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により、危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

8 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

9 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

10 通行禁止措置の周知

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

11 県に対する要請等（法18関係）

町長は、避難住民の誘導に際して、食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この際、特に県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

12 避難住民の運送の求め等（法71、72関係）

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

この際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

第5 避難措置の指示の解除等（法55関係）

1 避難措置の指示の解除の通知

知事は、国の対策本部長から要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除した旨の通知を受けたときは、避難措置の指示の場合に準じて、解除の通知を行う。

2 避難住民の復帰のための措置（法69関係）

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

【参考】避難の実施体制 (法52、54、61～64関係)

区分	実施責任者	内 容	実施の基準	
避難措置の指示	国の 対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> 要避難地域の指示 避難先地域の指示 関係機関が講ずべき措置の概要の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難が必要であると認めるとき 	
避難の指示	知 事	<ul style="list-style-type: none"> 要避難地域の指示 避難先地域の指示 関係機関が講ずべき措置の概要の指示 主要な避難経路の指示 避難のための交通手段の指示 その他の避難の方法の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 国の対策本部長が避難の指示をしたとき 知事が自ら当該避難地域の近接地域の住民も避難させることが必要であると認めるとき 	
住民の避難誘導	市 町 村 長	<ul style="list-style-type: none"> 上記避難の指示の伝達 避難実施要領の策定 (避難の経路) (避難の手段) (避難の手順) (避難住民の誘導の実施方法) (関係職員の配置) (その他避難、誘導に必要な事項) 避難実施要領の内容の伝達及び通知 	<ul style="list-style-type: none"> 知事が住民に対し避難の指示をしたとき 	
	市町村の職員	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が避難誘導を実施するとき 	
	消 防 団 員	消 防 吏 員	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 警告、指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が避難誘導を実施するとき
			<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止、退去の措置 道路上の車両等の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官又は海上保安官がその場 にいないとき
	警 察 官	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 警告、指示 立入禁止、退去の措置 道路上の車両等の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長の要請があったとき 知事の要請があったとき 	
	海 上 保 安 官	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 警告、指示 立入禁止、退去の措置 航路障害物の除去等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長の要請があったとき 知事の要請があったとき 	
	自 衛 官		<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 警告、指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が避難誘導を実施するとき
			<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止、退去の措置 道路上の車両等の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官又は海上保安官がその場 にいないとき

第5章 救 援

町は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事が行う救援に関する措置を補助する必要がある。

また、知事から救援に関する措置を講ずべき指示があった場合には、町長は、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容や実施方法等について、以下のとおり定める。

第1 救援の実施

1 救援の実施 (法76関係)

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 死体の捜索及び処理
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第2 関係機関との連携

1 県への要請等 (法16、18関係)

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社鹿児島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め（法79関係）

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3 救援の内容（法75、令9関係）

1 救援の内容

(1) 収容施設の供与

県及び町は、武力攻撃災害時における被災者、避難者を保護し、その一時的な居住の安定を図るため避難所を開設し、その適正な管理、運営を行う。

また、武力攻撃災害により、住家を失った住民に対し応急仮設住宅を供与する。

ア 避難所の開設

町は、速やかに提供対象人数と世帯数を把握し、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。施設が不足する場合には、野外に仮小屋や天幕を設置し対応する。

この際、高齢者、障害者に対し、介護などの必要なサービスを提供するため、社会福祉施設などに福祉避難所を開設する。

避難所においては、避難所管理運営マニュアル等に基づき、仮設トイレの設置や清掃・消毒等を行い、生活環境を常に良好なものにする。また、避難の長期化等必要に応じて、避難住民等のプライバシーの確保に配慮する。

イ 応急仮設住宅等の建設

町は県と連携して、武力攻撃災害の規模や種別に応じ、応急仮設住宅の建設を行う。また、措置を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの指示により、町長が行うものとする。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

町は、避難住民等の生活のために必要な食品、飲料水、生活必需品を確保し、円滑に支給できるよう、調達、供給体制の確立を図る。

ア 必要な物資の把握等

町は、避難所において必要な食品・飲料水及び生活必需品等の物資についての情報を把握するとともに、県に報告する。

イ 物資の調達及び供給

町は県と連携して、食品、飲料水、生活必需品について、乳幼児、高齢者等への適切な物資の供給に配慮し、調達、供給を行う。

備蓄物資での供給では十分でない場合、あらかじめ締結した協定に基づく流通備蓄により、必要な物資の確保に努める。

この際、飲料水について、町が応急給水を行う場合には、水質について県の確認等を受ける。

ウ 運送の要請

町は、運送事業者である指定公共機関等に集積場所及び避難所への物資の運送を要請する。物資の運送経路については、避難経路の状況等を考慮して定める。

この際、必要に応じ、県警察に輸送路の交通の混乱の防止のため、交通規制を依頼する。

(3) 医療の提供及び助産、避難住民等の健康状態の管理

町は、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合には、必要に応じ救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）の派遣を県に依頼する。

また、町は県と連携し、避難所における避難住民等の心身の健康状態の管理を行う。高齢者や障害者等については、特に配慮し、福祉避難所への入所など必要な措置を行う。

(4) 被災者の捜索及び救出

町は県とともに収集した被災状況の情報を基に、警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関と連携して、武力攻撃災害による被災者の捜索・救助を行う。

この際、自主防災組織とも連携し活動するものとする。

(5) 死体の捜索及び処理

町は、警察や消防機関と連携し、武力攻撃災害による死体の捜索活動を実施し、その適切な処置を行う。

ア 死体の捜索・収容

町は県とともに収集した被災状況の情報を基に、警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関と連携して、死体の捜索・収容を行う。

イ 遺体の処理

収容した遺体は、警察の検視、医師による検案終了後に、必要に応じて洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、警察等と連携して遺族に引き渡す。遺体の識別や身元究明に長期間を要する場合は、遺体収容所に一時保存する。

(6) 埋葬及び火葬

町は県とともに、墓地、火葬場等の関連施設の情報を収集し、遺体の埋葬、火葬を実施する。

ア 情報の把握

遺体の数、墓地の埋葬可能数及び火葬場の処理能力等を把握し、埋葬、火葬の時期及び場所を決定する。

イ 埋葬、火葬の実施

関係機関等と連携し、墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制を確保し埋葬、火葬を実施する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

町は、避難施設で保有する電話、その他の通信設備等の状況を把握し、指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話、その他の通信手段の設置を行う。

その際は、インターネット等も活用し、聴覚障害者への対応に配慮する。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

町は県と連携して、修理が必要な住居等についての情報を収集し、自己の資力では、応急修理できない者に対し、日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。措置を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの指示により、町長が行うものとする。

(9) 学用品の給与

町は、武力攻撃災害により、学用品を喪失、損傷した児童生徒に対し教科書、文房具、通学用品を支給する。

ア 被災児童生徒の把握

町教育委員会は、自主防災組織等と連携し、被災した児童生徒の情報収集を行い、不足する学用品について把握する。

イ 学用品の調達

教科書については、県教育委員会が特約教科書供給所から調達し、文房具・通学用品等については、町教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達し、被災した児童生徒に支給を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

町は、武力攻撃災害によって住宅やその周辺に運ばれた障害物により、居住できない住居等についての情報を収集し、自己の資力では除去できない場合に、必要最小限の範囲で除去を行う。

2 救援の基準、期間 (法75③、令10関係)

町長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号、以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき、救援を行う。

「救援の程度及び基準」によっては、救援の実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、内閣総理大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

救援の期間は、救援の指示があった日または救援を開始した日から、内閣総理大臣が定める日までとする。

第4 医療活動等が実施される際の留意事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等が実施される。

1 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

県は、医療関係者からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなどの所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を行う。

また、内閣総理大臣により、被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもとで、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)や汚染・被ばくの程度に応じた医療を行う。

2 生物剤による攻撃の場合の医療活動

県は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合は、感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な処置を行う。

また、必要に応じ、医療関係者等へのワクチンの接種などの防護措置を行う。
この際、国からの協力要請に応じて救護班を編成し、医療活動を行う。

3 化学剤による攻撃の場合の医療活動

県は、国からの協力要請に応じて救護班を編成し、医療活動を行う。

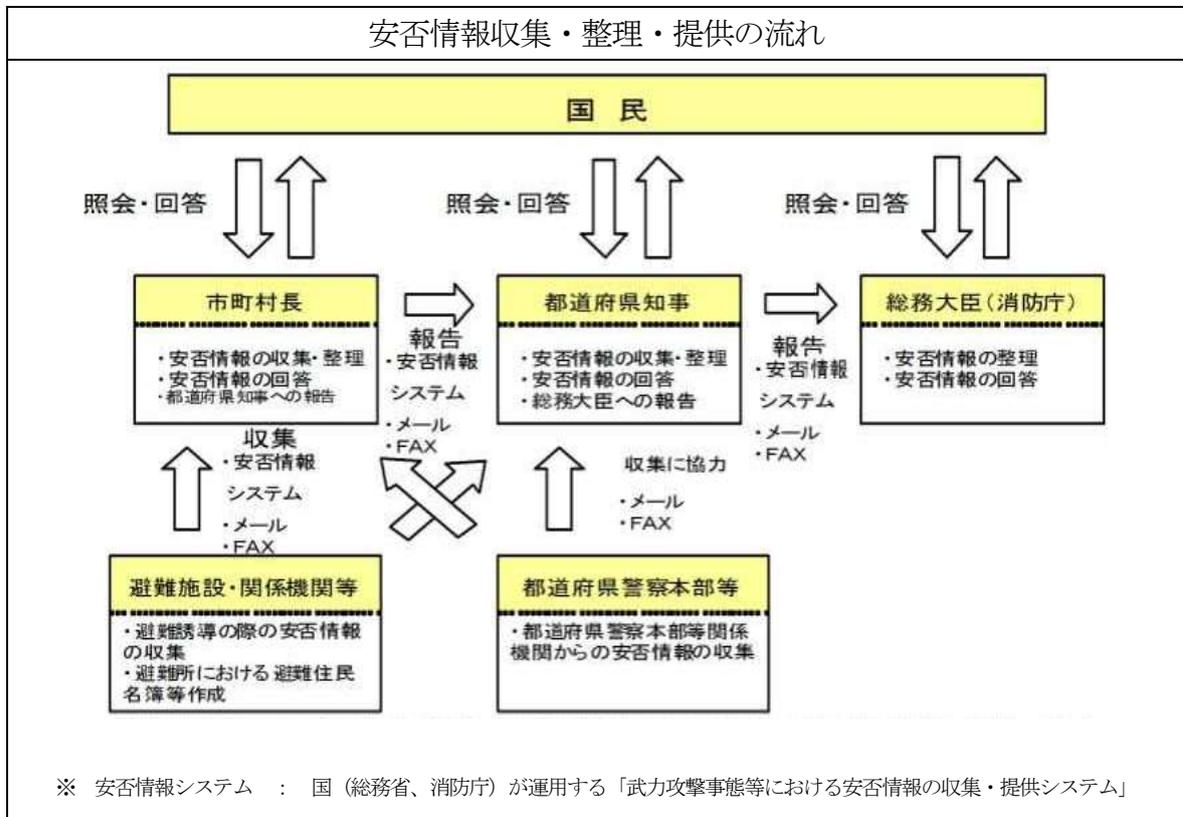
第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえ、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮しながら行うものとする。安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

第1 安否情報の収集

(法94、95 令23、24関係)

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば下記のとおりである。



1 安否情報システムの利用

町は、安否情報の収集・提供事務を行うにあたっては、消防庁が示した「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン」に基づき、原則として消防庁が運用している「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システムという。」）を利用するものとする。

2 安否情報の収集項目

避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名（フリガナ）
② 出生の年月日
③ 男女の別
④ 住所（郵便番号を含む。）
⑤ 国籍（日本国籍を有しないものに限る。）
⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報 (前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
⑦ 現在の居所
⑧ 負傷又は疾病の状況
⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
⑩ 安否情報の回答等についての希望等
ア 親族・同居者への回答の希望
イ 知人への回答の希望
ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意
死亡した住民（上記①～⑥に加えて）
⑪ 死亡の日時、場所及び状況
⑫ 遺体が安置されている場所

第2 安否情報の収集・整理・報告

（法94、令25関係）

1 安否情報の収集

町は、避難住民及び武力攻撃災害により、負傷又は死亡した住民についての安否情報を収集し、整理に努めるとともに、県対策本部に報告を行うものとする。

収集については、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

第3 安否情報の照会に対する回答 (法95、令26関係)

1 安否情報の照会の受付

- (1) 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

※ 様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

安否情報照会書（様式第4号（第3条関係））		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申 請 書 住所（居所） _____ 氏 名 _____		
下記の書について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係及び近隣住民）であるため。 ③ その他 _____	
備 考		
照会を受ける者の氏名等	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。） その他個人を識別するための情報	日本
※ 申請書の確認		
※ 備 考		

2 安否情報の回答

- (1) 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行う。
 当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷しているか否かの別を速やかに回答する。

- (2) 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

安否情報回答書（様式第5号（第4条関係））	
殿 年 月 日 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	年 月 日 付 年 月 日 付 年 月 日 付
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
氏 名	
フリガナ	
出生の年月日	
被 照 会 者 男 女 の 別	
住 所	
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。) その他個人を識別するための情報	日本 その他 ()
現 在 の 居 所	
負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報	

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から、特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4 外国人に関する安否情報 (法96関係)

町は、日本赤十字社鹿児島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報について提供する。

この際、当該安否情報の提供にあたり、上記第3項と同様に個人の情報の保護に配慮しつつ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

第1節 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (法97②、⑥関係)

1 武力攻撃災害への対処 (法97②関係)

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる。

2 知事への措置要請 (法97⑥関係)

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など町長が、武力攻撃災害を防除し及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

なお、国の指示を受けた知事が講ずべき措置として、法が規定しているものは、次のとおりである。

- ① 生活関連等施設の安全確保のための措置 (法102)
- ② 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止のための措置 (法103)
- ③ 武力攻撃原子力災害への対処のための措置 (法105)
- ④ 放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置 (法107) 等

3 対処にあたる職員の安全の確保 (法22関係)

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2 武力攻撃災害の兆候の通報等 (法98、99関係)

1 町長への通報 (法98②関係)

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは速やかに、その旨を町長に通報することとされている。

2 知事への通知 (法98③関係)

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第3 生活関連等施設の安全確保

(法102③関係)

1 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

2 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うこととされている。

また、自ら必要があると認めるときも同様に支援することとされている。

3 町が管理する施設の安全の確保 (法102③、④関係)

生活関連等施設以外の町が管理する施設についても生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

第4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(法103、令28、29関係)

1 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し又は取り扱うもの。（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第12条の3、毒物劇物については国民保護法第103条第3項第1号）
- (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、上記第1項の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2節 NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃による汚染が生じた場合には、その被害は甚大なものになることが想定され、また、汚染の対処のためには特殊な装備、訓練された人員、専門的な知見が必要であることから、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

※ 【NBC攻撃の定義】

核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。

第1 応急措置の実施 (法99、112、114関係)

1 応急措置の実施 (法114関係)

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施 (法107関係)

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携 (法97⑥関係)

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。

この際、必要により現地調整所を設置し又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、汚染物質に関する情報等を共有する。

町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

第2 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国(厚生労働省及び農林水産省等)、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう流通事業者等を指導するとともに住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、給水の制限等の措置を講ずる。

1 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに県に報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動を実施させるとともに、汚染物質に関する情報を関係機関と共有する。

2 生物剤による攻撃の場合

町は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、県警察等の関係機関と連携して、保健所が行う消毒等の措置に協力する。

町は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析、疫学調査及びサーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域の特定に協力する。

この際、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）（以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、患者の移送を行う、消防機関等は、その対処要員にワクチン接種を行うなど、所要の措置を講じる。

3 化学剤による攻撃の場合

町は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行い、その情報を関係機関で共有し、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助・救急活動及び除染等汚染の拡大防止のための措置を講ずる。

法107で想定している主な汚染原因	
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性と認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウィルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	令第28条で定める危険物質等

第3 町長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限等

（法108、令31関係）

1 町長等の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、関係消防組合の管理者若しくは長も、同様に権限を行使することとされている。

【法108で規定している措置】

区分	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具、 その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3号	死 体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具、 その他の物件	・ 廃棄
5号	建 物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6号	場 所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

2 措置に必要な土地等への立入り（法107、109、令32関係）

町は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、その職員に他人の土地、建物その他の工作物（以下「土地等」という。）に立ち入らせることができる。他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

この場合において、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。

ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りではない。

3 要員の安全の確保（法22関係）

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県及び県警察等の関係機関からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3節 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 退避の指示 (法112関係)

1 避難の指示 (法112①～④関係)

町長は、武力攻撃災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示（一例）】

- ① 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ② 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

一方、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも屋内に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が、不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

2 退避の指示に伴う措置等 (法112③、④、⑥、⑦、⑧関係)

町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により、速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

この際、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

また、町長は、知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保等 (法22関係)

町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員及び消防団員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

この際、退避の指示を行う町の職員及び消防団員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

第2 警戒区域の設定 (法114①関係)

1 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

2 警戒区域の設定に伴う措置等

町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を考慮して、警戒区域の範囲の変更等を行う。

この際、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- (1) 町長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対して、その内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

- (2) 警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- (3) 町長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保 (法22関係)

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図る。

第3 応急公用負担等

(法113、令33関係)

1 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

2 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土石、竹木、その他の物件を使用し若しくは収用（これらの対象となるものを以下「土地建物等」という。）
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件（以下「工作物等」という。）で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

第4 消防に関する措置等

(法117、119関係)

1 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、上記第3項による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし、緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

6 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

7 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

8 安全の確保

町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

この際、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させる。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては消防本部・消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

9 特殊標章等の着用

町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、県の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 県が行う被災情報の収集及び報告（法126、127関係）

(1) 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、市町村（被災市町村及び隣接市町村）及び指定地方公共機関から次に掲げる情報を収集する。

- ① 災害発生情報
(日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要)
- ② 人的及び物的被害の状況
- ③ 市町村対策本部の設置状況等
- ④ 知事に対する要請事項
- ⑤ その他必要な事項

(2) 県は、被災情報の収集にあたっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

(3) 県は、自ら収集し又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

2 町による被災情報の収集及び報告（法127①関係）

町は、火災・災害等即報要領に基づき、被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は、随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

(1) 電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

この際、消防機関、県警察との連絡を密にする。

(2) 被災情報の報告にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により、直ちに被災情報の第一報を報告する。

(3) 町は、第一報を消防庁に報告した後も随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、あらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県及び始良郡医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行う。

2 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び始良郡医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

町は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び保健衛生上留意すべき事項等について、住民へ情報提供を実施する。

また、町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

この際、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する場合又は不足すると予想される場合は、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携して実施する。

第2 防疫対策

(法121関係)

1 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、次に掲げる防疫対策を実施する。

(1) 予防教育及び広報活動

町は、パンフレット等を利用した避難住民等に対する予防教育及び広報活動を行う。

(2) 健康相談

町は、必要がある場合は、県と連携して避難所等に健康相談窓口を設置する。

(3) 臨時予防接種

町長は、厚生労働大臣が定める疾病のまん延を予防するため緊急の必要があると認める場合は、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時予防接種を実施する。

(4) 消毒、駆除等

町長は、知事から感染症予防上から、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等を指示された場合は、被災の規模、態様に応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに消毒、駆除等を行う。

2 感染症等の指定等の特例

武力攻撃事態等において、感染症の疾病が発生し又は発生するおそれがある場合で国民保護法第121条各項の規定に基づき、国による感染症法、検疫法、予防接種法の特例が措置された場合は、県に準じた措置を行う。

第3 廃棄物の処理

(法124関係)

1 廃棄物処理の特例

町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

また、町は、これにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

町は、町地域防災計画に準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

また、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに処理能力が不足する場合又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国や県等と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 生活関連物資等の価格安定 (法129関係)

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給 (法134②関係)

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者である町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書第8条（I）に規定される特殊標章
（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号
（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報のこと。）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書
（様式のひな型は、下記のとおり。）

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

標章	身分証明書
	
白地に赤十字	自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章
(オレンジ色地に青の正三角形からなる。)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書
(様式のひな型は、下記のとおり。)

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

標 章	身分証明書
	
<p>オレンジ色地に 青の正三角形</p>	<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用の 身分証明書のひな型</p>

2 特殊標章等の交付及び管理等 (法158③関係)

町長、消防長及び水防管理者は、ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

また、赤十字標章等及び特殊標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

(1) 町 長

ア 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防団長及び消防団員

ウ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

ア 消防長の所轄の消防職員で、国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

ア 水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
細部は、別冊2「湧水町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」参照

第12章 町の特性に応ずる対処

町は、県北の中山間地域で、陸上自衛隊の演習場やえびの駐屯地等の自衛隊関連施設、川内原子力発電所が近傍に位置することから、本町の地理的、社会的特性に応ずる国民保護措置に係る必要な事項等について、以下のとおり定める。

第1 中山間地域における対処

1 平素からの備え

(1) 把握しておくべき情報

- ① 地区ごとの住民数・世帯数及び避難時の要援護者数
- ② 地区に通ずる道路、ヘリコプター着陸適地
- ③ 地区ごとの一時的に避難する場所及び経路

(2) 通信設備の整備及び訓練

- ① 防災行政無線及びサイレン等の整備
- ② 警報及び避難指示の伝達訓練
- ③ 地区ごとの避難訓練

2 警報及び避難指示の伝達

町は、警報及び避難指示の伝達にあたっては、保有するあらゆる伝達手段（サイレン、防災行政無線、自治会・自主防災組織・消防団等）を通じての伝達、広報車等）を活用して、全住民に迅速確実に伝達するものとする。

3 避難実施にあたっての措置

(1) 避難経路の確保

町は、県警察等関係機関と連携して、利用できる全ての避難経路の状況を確認するとともに、道路途絶が発生している場合は、関係機関と協力して速やかに修復する。なお、状況によっては、空路からの避難も検討する。

(2) 避難の実施

避難の実施にあたっては、一括して運送できる場所までの移動は、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を含む運送手段を活用する等、中山間地域の特性に配慮し速やかな避難を図るものとする。この場合において、要配慮者については、最大限の配慮を行う。

(3) 緊急物資の支援

町は、道路途絶等により長期間避難が遅延する場合は、食料、飲料水等の緊急物資の支援を県に要請し又は自ら支援する。

第2 川内原子力発電所における武力攻撃原子力災害への対処

湧水町地域防災計画（原子力災害対策編）によるほか、避難民の受入れに関する事項は、当時の状況による。